

# 京都美術工芸大学

令和6年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 京都美術工芸大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は学則に具体的かつ簡潔に明文化している。『社会人基礎力』『学士力』『職業実践力』を身につけた専門職業人の育成に努めることを教育上の目標とし、『美術工芸に関する知識・技能』『社会に受け入れられる人間力』『美術工芸の将来を思考する能力』を身に付けた人材育成を目指す」と、大学の個性・特色を反映したものとして定めている。学部の改組、名称変更、大学院設置など、社会情勢等の変化に対応し、目的に沿った人材養成を進めている。

#### 「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、ホームページ、学生募集要項、学生便覧等で周知している。芸術学部、建築学部、大学院は、いずれも入学定員を充足させ、収容定員を適切に確保している。教職協働の教学委員会のもと、「クラスアドバイザー制」、学内情報システムの活用によって学生の状況を把握し、休退学者対策など細やかに対応している。各種の資格取得支援をはじめ、キャリア支援を充実している。修学上、支援が必要な学生への「合理的配慮フローチャート」を作成し、教職協働で学生サービス、厚生補導に取り組んでいる。学生に対する経済的支援として、授業料減免による奨学金制度のほか、ダブルスクールによる在学中の建築士資格取得の支援のため、併設する専修学校の授業料を免除している。大学は、市街地の利便性の高い環境に立地し、無線 LAN をはじめ多様な施設設備など学修環境を適切に整備している。学生の意見・要望は担任による相談、各種アンケート、学生自治会からの意見聴取などにより把握し、学修環境の改善などに活用している。

#### 「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、教育目的に沿って定められ、ホームページ、大学案内、「学生便覧／履修の手引き」で周知している。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を学則等に定め、周知し、適切に適用している。ディプロマ・ポリシーに掲げられた素養を育成するようカリキュラム・ポリシーを策定し、内容の一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに基づき科目を体系的に編成し、教養教育については、体系的な科目区分で構成し、地域性を活用した科目も含め、実施している。アクティブ・ラーニングの要素を備えた演習科目を設け、「問題解決型授業」として教育効果の向上を期待し、実践している。学生のノートパソコンを必携とし、授業でのオンラインの活用と専門的なデジタル処理を行える環境を確保している。授業評価アンケートを実施し、その結果に基づき各教員にフ

ードバックシートを提出させることで学生の意見を教育・研究活動に反映させている。

#### 「基準 4. 教員・職員」について

学長のリーダーシップを支える体制については、副学長を 2 人置いているほか、教学の執行部及び事務局長で構成する大学運営会議をはじめ、教授会のもとに各委員会を設置し、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。大学及び大学院に必要な教員数は、設置基準を満たし、適切に配置している。教員の採用、昇任については、諸規則を定め、審査基準に基づき公正性を担保した人事を行っている。FD(Faculty Development)及びSD(Staff Development)については、FD・SD 推進委員会を設置し、毎年度 FD・SD 合同研修会を実施するなど組織的に職員の資質・能力の向上を図っている。公的研究費の運営・管理、研究活動の不正行為の防止等のための諸規則を整備し、研究倫理に関する研修の実施など不正行為の防止を図っている。

#### 「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び諸規則を定め、組織倫理の確立と法令遵守を図り、経営の規律と誠実性を維持し、環境保全、人権、安全にも配慮している。理事会のもとに常任理事会を置いて月 1 回開催し、理事会の議事をあらかじめ審議する仕組みを構築するなど機動的かつ機能的な意思決定を実現している。学長、副学長が理事を兼務し、理事会での決定事項を全教職員が参加する調整会議において共有している。監事及び評議員の選任は、寄附行為に基づき適切に行われている。監事は、法人の業務、財産の状況、理事の業務執行状況について確認し、監査結果を理事会及び評議員会に報告している。評議員会の運営は、私立学校法及び寄附行為に基づき適切に行われている。10 年の中長期財務計画を策定し、適切な財務運営を行っており、法人及び大学の財政状況は、財務比率からも健全で、安定した財務基盤を確立している。諸規則にのっとり適切に会計処理を行っている。監事監査、内部監査室による監査、監査法人による監査の三様監査を適切に実施している。

#### 「基準 6. 内部質保証」について

「内部質保証の推進に関する基本方針」を定め、自己点検・評価委員会を内部質保証のための中心的組織としている。毎年、自己点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」にまとめ、ホームページで広く社会に公表している。外部有識者で組織される外部評価委員会を設置し、外部の意見を教育研究活動の向上に役立てている。大学運営会議のもとに大学 IR 専門部会を設置し、教学に関する情報の収集と分析のための課題の発見・改善を目指す体制を整備している。内部質保証の PDCA サイクルは、中期計画と三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を軸とする自己点検・評価活動と連動させて実施している。自己点検・評価委員会が主体の三つのポリシーに関する評価や、中期目標・中期計画に基づく毎年度の事業計画の達成状況の確認・検証を行い、入試広報、休退学者対策をはじめ教育や大学運営の改善に結びつけている。

総じて、建学の理念に基づいて使命・目的、教育目的や三つのポリシーを定め、専門的

技術や知識のみに偏重することなく、社会に歓迎される人間性を兼備え、建築や芸術業界をけん引できる社会人の育成を目指している。安定した財務基盤のもと、今後、教学マネジメントの機能性を高めるための組織の強化や、学修成果の可視化と IR(Institutional Research)の実質化を促進し、自己点検・評価の実施方法及び体制の一層の強化を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献と地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. キャリアサポートとしての資格取得支援
2. 地域貢献活動

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は学則に具体的かつ簡潔に明文化している。「『社会人基礎力』『学士力』『職業実践力』を身につけた専門職業人の育成に努めることを教育上の目標とし、『美術工芸に関する知識・技能』『社会に受け入れられる人間力』『美術工芸の将来を思考する能力』を身に付けた人材育成を目指す」と、大学の個性・特色を反映したものとして定めている。学部の改組、名称変更、大学院設置など、社会情勢の変化に対応し、目的に沿った人材養成を進めている。

##### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、学則等に定めており、教授会で審議、理事会で決定し、教職員及び役員の理解と支持を得ている。また、ホームページにおいて建学の理念とともに学外に周知され、学内では学生には学生便覧で、教職員には学内情報システムで周知している。

大学の使命・目的及び教育目的は中期目標・中期計画、三つのポリシーにも反映されており、これらを達成するため、芸術学部、建築学部、大学院建築学研究科、附属図書館、キャリアサポートセンターを設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の建学理念を踏まえた教育目標に従い、大学、学部、大学院に対してそれぞれの教育・研究内容に応じたアドミッション・ポリシーを適切に策定し、ホームページ、学生募集要項、学生便覧、更に兼任教員には「講師会議」を通じて周知している。大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、各学部、大学院において入学者選抜の区分を整備している。選抜方法の検証に関しては、大学 IR 専門部会での情報集約・分析を通じた更なる深化を期待したい。

芸術学部、建築学部は、いずれも入学定員を充足させ、大学院についても令和 5(2023)年度までの未充足を解消し、令和 6(2024)年度では充足率 100%を達成し、入学定員を適切に確保している。収容定員に沿った在籍学生についても適切に確保している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教学委員会が、FD・SD 推進委員会と連携し教職協働による学修支援に当たっており、「クラスアドバイザー制」、学内情報システムの活用により学生を少人数単位で支援している。修学上、支援が必要な学生への対応は「合理的配慮フローチャート」を整備し、適切に運用している。TA 及び SA(Student Assistant)の活用は、事務局の計画に従って適切に運用している。オフィスアワーは、開設時間、教員連絡先等を全学生に開示し、対面及び E メールにて適切に対応している。休退学者防止への対応は、教職員が学生との面談を行い、相談内容に応じた支援体制を整えている。また、大学 IR 専門部会でも情報を分析し、教学委員会の審議、対策立案により適切に対応している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育への取組みは、キャリアサポートセンターを中心にキャリア委員会、「資格部会」を組織し、規則に従い適切に運用している。教育課程外では、「キャリア開発プログラム」「キャリアサポートプログラム」を設け、学年に応じた講座・面談、資格取得支援講座を効果的に実施している。教育課程内では、「メディアリテラシー」「しごと論」等の「キャリア形成科目」を開設し、大学のキャリア支援方針に基づいた科目群を整備し、学生の資格取得、専門職への就職に成果を挙げている。インターンシップに関わる支援については、学生便覧による周知のほか、3 年次後期の夏期実習成果発表会の開催など、支援内容を充実させている。就職・進学に対する日常的な相談・助言への対応は、指導教員とキャリアサポートセンターが学生情報を共有し、組織的な支援体制を整備している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

オフィスアワー、「クラスアドバイザー制」並びに事務局、医務室及び学生相談室を連携させ、教職協働で学生サービス、厚生補導のための組織を整備している。特に、心身に問題を抱える学生対応として「合理的配慮フローチャート」を作成し、組織的な対応手順を整備している。学生に対する経済的支援として、学外の公的制度による奨学金給付・貸与のほかに、入学時や在学生の成績優秀者に対し、授業料減免による独自の奨学金制度を設定している。また、学部在学中のダブルスクールによる二級建築士資格取得支援のため、併設の専修学校の授業料免除、大学院在学中の一級建築士資格取得対策講座受講料全額を奨励金とする制度を整備している。

## 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

### 〈理由〉

教育研究に必要な多様な施設のほか、図書館、講堂兼体育施設等を適切に配置・整備している。学内は、芸術、建築教育のための演習室、実習室、ギャラリー等を設備し、開放的、機能的な学修環境を整備の上、有効に活用している。図書館は、建築、美術工芸、デザイン分野を中心に教育研究を行う上で十分な学術情報資料を有している。ICT（情報通信技術）環境に対する取組みは、無線 LAN を整備した上で全学生にノートパソコンを必携とさせ、学修支援のためのアプリケーションを広く活用し、適切に整備している。キャンパスは、行政が設けるユニバーサルデザインの基準に適合させ、一部の校舎を除き、バリアフリー環境を整備している。専門実技・演習は、少人数制が導入され、適切に運用している。各科目では、資格取得に関わる開講科目を中心に受講者数を事前に把握し、教室規模に応じた適切な履修者数を管理している。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 〈理由〉



学修支援に関する意見のくみ上げは、FD・SD推進委員会、クラス担当教員による「クラスアドバイザー制」による相談、授業評価アンケート、ハラスメントアンケート、卒業生アンケート、「学生自治会による大学への意見、要望申し入れ」を制度化し、運用している。くみ上げられた意見は教員にフィードバックし、回答を求めた上、改善に反映させている。学生の心身に関する対応として、医務室の設置のほか、「健康に関する連絡事項」を活用し、教職員が連携して対応するフローが整備されている。施設・設備に関する意見は、卒業生アンケート、入学時のアンケートによりくみ上げられ、更に、学生自治会を通じた随時の意見のくみ上げにより、機動的な整備・改善に努めている。

### 基準 3. 教育課程

#### 【評価】

基準 3 を満たしている。

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、大学運営会議及び研究科委員会にて審議の上、教育目的に沿って定められ、ホームページ、大学案内、「学生便覧／履修の手引き」にて周知している。

また、ディプロマ・ポリシーに基づいた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は、学則、大学院学則及び「試験及び成績評価に関する規程」に基づき適切に設定し、シラバスや「学生便覧／履修の手引き」を通じて学生に周知している。

「試験及び成績評価に関する規程」に基づき、学生からの質問や異議申立てについても適切に対応できる体制を整備し、教育と運営が一体となったサポートを実践している。

#### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学、学部、大学院のディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーが策定され、ホームページ、大学案内、「学生便覧／履修の手引き」で公開し、周知している。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げられた素養を育成する内容となっており、内容の一貫性を確保している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、体系的に編成されている。

教養教育は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、それぞれの科目区分が体系的に編成され、地域性を活用した科目を配置している。

アクティブ・ラーニングの要素を備えた演習科目を設け、「問題解決型授業」として教育効果の向上を期待し、実践している。また、授業でのオンライン活用と専門的なデジタル処理を行える環境を確保している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づく学修成果の点検・評価方法として、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿った授業ごとの成績評価に加え、修業年限卒業率や就職率を指針とし、教育内容・方法及び学修指導の改善に取り組んでいる。

専任教員が各学生の学修成果の点検・評価を的確に行えるよう成績開示方法について検討している。

また、授業評価アンケートを実施し、その結果に基づき各教員にフィードバックシートを提出させることで、学生の意見を教育・研究活動に反映させている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

学長のリーダーシップを支える体制については、「副学長選考規程」「学部長及び学科長選考規程」等の諸規則に基づき概ね整備されている。

副学長を2人置いているほか、教学の執行部及び事務局長で構成する大学運営会議をはじめ、教授会のもとに各委員会を設置し、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。

大学運営会議及び各委員会において事務局長が委員として参画しているほか、法人本部長も出席して意見を述べるなど、教職協働による機能的な教学マネジメントの体制を整備している。

##### 〈参考意見〉

○教学マネジメントの機能性を高めるために、大学職員の人員配置等を含む事務局体制の強化が望まれる。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学及び大学院に必要な教員数は設置基準を満たしており、適切に配置している。

教員の採用、昇任については、「教員人事委員会規程」「教員資格審査規程」を定め、審査基準に基づき教育業績、学術・研究業績、組織運営、社会貢献の4領域について評価した上で適当と認められた者を決定しており、公正性を担保した人事を行っている。

FDについては、「FD・SD推進委員会規程」に基づきFD・SD推進委員会を設置し、教育内容・方法などの改善に向けた研修会の取組みを組織的に実施している。

#### 4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### 【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「FD・SD 推進委員会規程」に基づき、毎年度 FD・SD 合同研修会が計画的に実施され、組織的に職員の資質・能力の向上を図っている。

教職員の能力開発については、各自が設定した目標を掲げ、評価者が個人面談を実施し、目標に対する達成状況のフィードバックを行い、勤務評価を賞与に反映しており、教職員のモチベーション向上にも寄与している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

学部ごとに共同教員室を設け、実験や創作活動を行うスペースとしてゼミ室を確保し、研究環境を有効に整備している。

「公的研究費の運営・管理規程」「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」を整備し、研究倫理に関する研修を実施し、不正行為の防止を図っている。

研究活動への資源分配については、個人研究費の上限金額を定め配分し、これに加え国際研究活動への支援も実施している。

外部資金確保に向けて、科学研究費助成事業の応募・採択数向上を目的とした取組みを行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする諸規則を定め、常任理事会等の組織体制を整備して、組織倫理の確立と法令遵守を図り、経営の規律と誠実性を維持している。法令に定める各種情報を作成し、ホームページ上で公表している。

使命・目的を実現するために、毎年度の事業計画及び予算を策定し、その達成に向けて継続的に努力している。

クールビズの奨励や全学的な LED 化の推進、資料の電子化によるペーパーレスなどを推進しているほか、公益通報、ハラスメント防止、安全衛生管理、個人情報保護、消防計画などに関する規則を定めて、環境保全、人権、安全に配慮している。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

寄附行為に基づき理事会が法人業務の管理運営を行っている。理事会のもとに常任理事会を置いて月 1 回開催し、法人及び各設置校の日常業務を処理するほか、理事会の議事をあらかじめ審議するなど、機動的かつ機能的な意思決定を実現している。

理事の選任は寄附行為に基づき行われている。理事会への理事の出席率は高く、適切な運営を行っている。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

学長、副学長が理事を兼務し、理事会での意思決定において大学の実情を踏まえた審議を行っている。理事会での決定事項については、全教職員が参加する調整会議において共有するなど、円滑な連携及び運営を図っている。

監事の選任は、寄附行為に基づき適切に行われている。監事の理事会及び評議員会への出席状況も良好であり、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について確認し、監査結果報告書をもって理事会及び評議員会に報告している。

評議員の選任も寄附行為に基づき適切に行っており、評議員会への諮問事項及び報告すべき事項は、私立学校法及び寄附行為に基づき適切に行っている。

## 5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価】**

基準項目 5-4 を満たしている。

**〈理由〉**

10 年間の中長期財務計画を策定し、これに基づき適切な財務運営を行っている。平成 29(2017)年度からの計画と比べ、令和 5(2023)年度までの決算では、学生生徒等納付金収入と受取利息・配当金収入等は増加傾向にあり、計画を上回る収支差額の黒字を確保し、法人及び大学の財政状況は、財務比率からも健全で、内部留保を含め、安定した財務基盤を確立している。外部資金導入については、科学研究費助成事業獲得のための取組みを行っている。

**5-5. 会計**

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価】**

基準項目 5-5 を満たしている。

**〈理由〉**

学校法人会計基準に基づき、経理規程及び同施行細則を整備し、規則にのっとり適切に会計処理を行っている。

予算編成については、会計年度が始まる前に予算編成方針に基づき当初予算が作成され、予算執行状況に応じ、毎年度補正予算の編成を行い、適切な予算管理を行っている。

監事による監査を実施するほか、内部監査室による監査、監査法人による監査の三様監査を適切に実施している。

**基準 6. 内部質保証**

**【評価】**

基準 6 を満たしている。

**6-1. 内部質保証の組織体制**

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

**【評価】**

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証の推進に関する基本方針」を定め、学長、副学長、学部長、学科長、図書館長、事務局長及び専任教員で構成される自己点検・評価委員会が、内部質保証のための中心的組織となっている。基本方針や委員会構成をはじめ自己点検・評価のプロセスや課題について学内の周知、共通理解を一步進めるため、学内情報システムの活用を計画している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

毎年度、自己点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」にまとめ、ホームページで広く社会に公表している。

外部有識者で組織される外部評価委員会を設置し、外部の意見を取入れ、教育研究活動の向上に役立てている。

法人事務局長が IR 室長を兼務し、情報の収集・分析をしているほか、大学運営会議のもとに大学 IR 専門部会を設置し、アセスメント・ポリシーに従い、教学に関する情報の収集と分析のための課題の発見・改善を目指す体制を整備している。

〈参考意見〉

- 自己点検・評価の正確性を高めるため、全学へのエビデンス等の情報の共有化の促進など、自己点検・評価の実施方法及び体制の強化について見直しが望まれる。
- 三つのポリシーを起点とした内部質保証のため、大学 IR 専門部会における情報収集・分析の推進の実質化が望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の PDCA サイクルは、中期計画と三つのポリシーを軸とする自己点検・評価活動と連動させて実施している。

自己点検・評価委員会が主体の三つのポリシーに関する評価や、中期目標・中期計画に

基づく毎年度の事業計画の達成状況の確認・検証を行い、入試広報、休退学者対策をはじめ教育や大学運営の改善に結びつけている。

また、毎年度、外部有識者で組織される外部評価を受け、報告書をホームページで公開し、提言を大学運営の改善に結びつけている。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 社会貢献と地域貢献

#### A-1. 社会貢献の推進

A-1-① 公開講座、授業公開、聴講生等

A-1-② 社会交流を目的とした寄付講座

#### 【概評】

大学は、平成 29(2017)年に京都市と「包括連携協定」を締結し、地域の文化行政や文化イベントへの積極的な参加と協力を進めている。この取組みは、大学の建学の理念・基本理念である「世界を代表する美術工芸が息づく京都」という地域の特性を活用し、文化と教育の融合を実現している。特に、デザイン・工芸学科の必修科目「プロジェクト演習」では、「KYOTO 駅ナカアートプロジェクト」において複数の大学と連携し、実践的なプロジェクトの企画・運営を行っている。これにより、学生は実社会での経験を積むと同時に、地域文化への理解を深めることができる。

加えて、大学は地域社会の課題解決に向けて、大学施設を会場として提供し、地域住民や関係機関と協力しながら実際の問題解決に取り組む場を設けている。これにより、学生は、大学で培った専門的な技術、理論、そして創造性を活用し、地域社会の発展に貢献する貴重な経験を積むことができる。

特に、文化財の修復に関わる「専門演習」や「キャリア形成科目」では、建築学部と芸術学部が継続的に研究活動を行う予定があり、この取組みは、大学の基幹授業として発展性と特徴がある。これらの授業と活動は、学生に高度な専門知識と実践的なスキルを提供するとともに、地域の文化財保護に貢献するものである。



## 特記事項（自己点検評価書から転載）

### 1. キャリアサポートとしての資格取得支援

本学は、就職支援（キャリアサポート）の一環として、学部在学中に国家資格である二級建築士並びに木造建築士の資格取得をサポートしている。一般的には、これら建築士の受験は、建築系の大学あるいは専門学校において卒業（国土交通省の定める科目を履修）することにより可能となる。本学では、平成 25 年にグループ校の「京都建築大学校(KASD)」の二部または特別の課程を併修するWスクールシステムを確立し、大学に在学しながらグループ校との連携による資格講座を1年次から2年間受講することで、建築士の受験資格取得を可能にした。具体的な、資格取得状況については基準2のキャリア支援で提示しているが、毎年多数の合格者を輩出している。

平成 28(2016)年度から令和 5(2023)年度までの合格者数累計は、二級建築士合格者数は、学科 476 名・製図 276 名、木造建築士合格者数は、学科 442 名・製図 294 名、さらに建築士の資格と関係の深いインテリアプランナーは、学科 479 名・製図 36 名が合格者した。

これらの資格取得は就職の際に企業からの高い評価を得ている。

### 2. 地域貢献活動

本学の地域貢献活動のひとつの柱としてあるのは、地域の伝統行事への参加協力である。令和 6 年度の実績としては、5 月 12 日新日吉神宮神幸祭、5 月 19 日下御霊神社還幸祭への参加があり、今後の予定としては祇園祭への参加がある。

これらは本学が京都の東山に立地しており地域の高齢化が進む中、本学学生が参加協力することで、伝統行事の継続の一助となっている。

また、芸術学部 3 年「プロジェクト演習Ⅲ」では「豊国神社干支オブジェ制作プロジェクト」で制作した干支オブジェを毎年奉納しており今回は「運山青昇龍」を 12 月 22 日に奉納した。

もうひとつの柱としては、地元自治体や企業との連携事業がある。

事例としては、京都市都市計画局による既存マンションを活用した若者・子育て世代の京都住まいを後押しする取組みにおける広報ポスターの作成や、京都市行財政局と連携し市庁舎案内パンフレットを作成し、見学ツアーのガイドを行った。

また四条地下道アート展では、京都市内の芸術系大学を中心とした学生によるアートやデザインで京都の地下鉄駅を明るく活性化する継続事業で、本学は平成 29(2017)年度から毎年参加している。